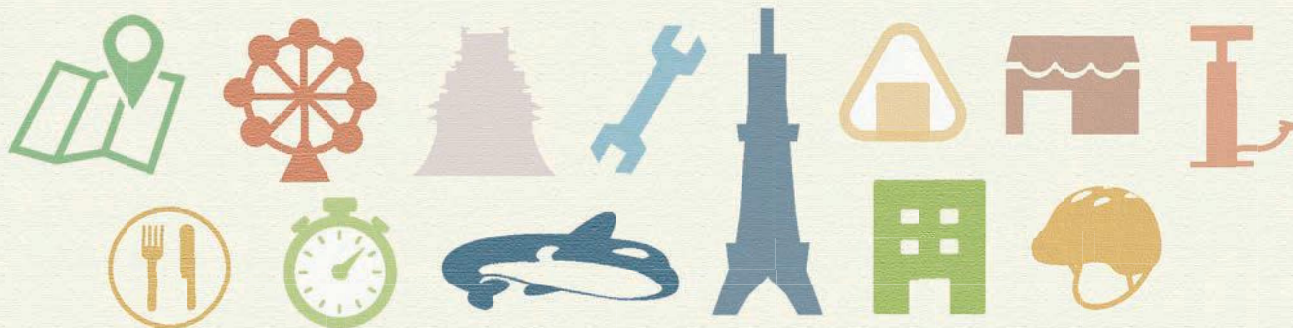




名古屋市 自転車活用 推進計画

概要版



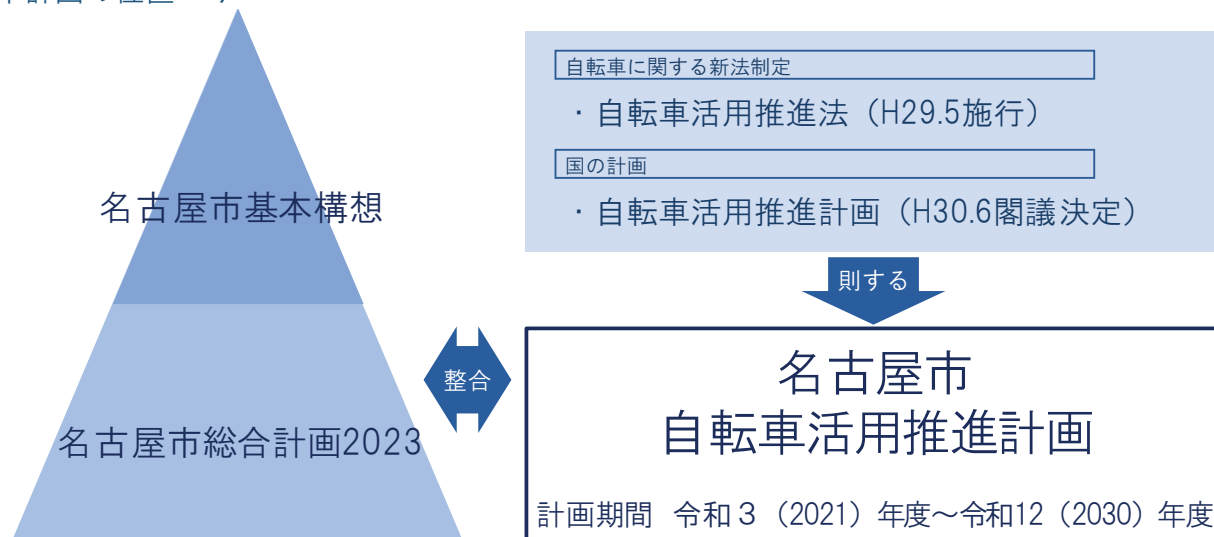
令和3年3月
名古屋市



- 自転車は、子どもから高齢者まであらゆるライフステージで利用でき、我々の生活に身近な交通手段です。
- 自転車は「健康的」、「経済性に優れている」、「環境にやさしい」といった人やまちにとってさまざまなメリットがあります。
- 放置自転車による通行環境や景観の悪化、交通ルールを守らない自転車に関わる事故などの問題も懸念されます。
- 平成 29（2017）年 5 月に、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法」が施行されるなど、自転車利用は近年さらに注目されています。
- 「名古屋市自転車活用推進計画」（以下、「本計画」という。）は、国の自転車施策の動向等を踏まえ、自転車が使いやすいまちを実現するために、長期的な将来像を提示しつつ、具体的な施策について示していくことを目的とします。



■本計画の位置づけ





〈自転車利用環境〉

- 自転車通行空間の整備延長は令和元（2019）年度末時点で118.2 km（直轄国道を含む）で、本市の道路延長6,415kmの約2％であり、引き続き整備の推進が必要です。
- 都心部の駅周辺では多くの自転車が放置されており、駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保などが必要です。

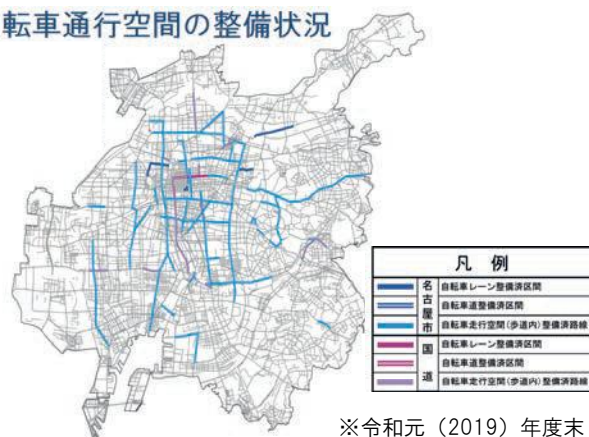
〈交通事故や自転車の盗難について〉

- 自転車乗車中の死傷者のうち約7割が法令違反であることから、自転車関連事故を抑制するためには、自転車利用者の法令遵守の徹底や安全意識の向上が必要です。
- 自転車盗は年間約4,700件発生していることから、防犯意識の向上が必要です。

〈自転車利用を取り巻く状況〉

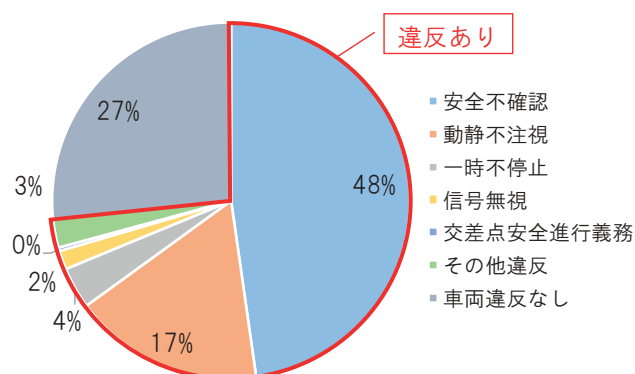
- 温室効果ガス排出削減をはかるためには自動車から自転車等への転換が必要です。
- 健康寿命の延伸には自転車の活用が有効ですが、サイクリングコース等の自転車を気軽に利用できる環境が十分ではありません。
- リニア中央新幹線の一部開業などを契機として、交流人口の拡大、国際交流の促進などにつなげていく必要があります。
- 自転車は観光に適した交通手段ですが、観光で利用するための環境が十分ではありません。
- 南海トラフ巨大地震等に伴って起きる大規模なインフラ被害に対応するため、災害時の自転車の活用に関する検討が求められます。
- 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」では「密閉・密集・密接」のいわゆる3密を避ける交通手段として、自転車の役割がさらに高まっています。

■自転車通行空間の整備状況



※令和元（2019）年度末

■違反別死傷者数の割合



資料：愛知県警察資料

※令和元（2019）年度

■庄内緑地公園サイクリングセンター



資料：庄内緑地グリーンプラザ

■「ナゴヤシティサイクリング 2012」

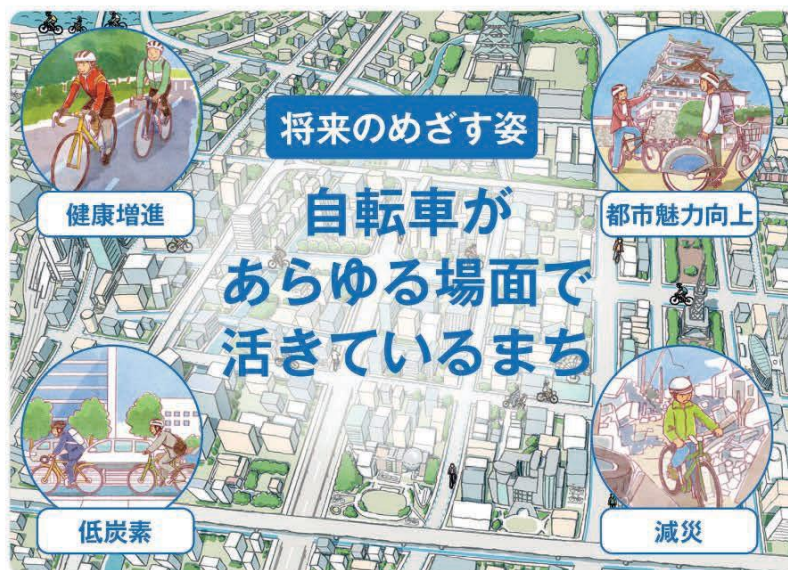


資料：NPO法人市民・自転車フォーラム

将来のめざす姿と本計画の目標及び目標を実現するための3つの方針

- 本市において自転車が多様な場面で活用されるようになれば、「低炭素」「健康増進」「都市魅力向上」「減災」など都市が抱えるさまざまな問題の解消に寄与すると考えることから、**自転車**が**あらゆる場面で活きているまち**をめざします。
- 本市において自転車の活用を推進するためには、まずは自転車利用環境の整備や安全意識の醸成が重要と考えます。そこで「**自転車が使いやすいまち**」の実現を本計画の目標とします。
- 「自転車が使いやすいまち」を実現するため、「**自転車利用環境の形成**」と「**自転車の安心・安全利用の促進**」を両輪とした取り組みを実施するとともに、いろいろな場面で自転車がより一層利用されるよう「**自転車利用の拡大**」を実施します。





自転車が適切な場所で
安全に通行している

自転車が適切に
とめられている

自転車の交通ルールが
守られている

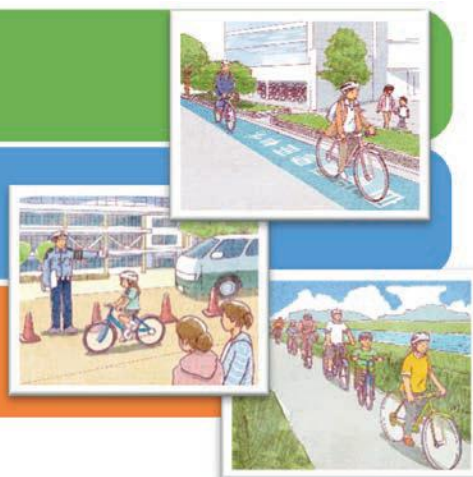
自転車がいろいろな場面で
利用されている

本計画の目標の実現に向けた3つの方針

方針1 自転車利用環境の形成

方針2 自転車の安心・安全利用の促進

方針3 自転車利用の拡大



方針1 自転車利用環境の形成

自転車通行空間の整備や自転車駐車場の確保など誰もが自転車を使いやすい環境整備を進めます。

施策1	自転車通行空間の確保を推進する
施策2	地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保を推進する
施策3	都心部における自転車利用環境整備を推進する
施策4	公共交通との連携を強化すること等によりコミュニティサイクルの普及を促進する

注目 計画的な自転車通行空間の整備

○すべての道路利用者にとって、安全で使いやすい道路空間の実現のため、自転車通行空間を計画的に整備していきます。

■市内の整備事例

〈自転車通行帯（自転車専用通行帯）〉



〈自転車通行帯（矢羽根型路面表示）〉



注目 自転車駐車場の整備

○歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりをはかるため、自転車駐車場の施設整備および維持管理を実施します。

○柔軟な料金制度の採用や、便利で利用しやすい自転車駐車場となるようなサービスの提供等、自転車駐車場の運用の改善について検討します。

■駅周辺の自転車駐車場（六番町駅）





方針 2 自転車の安心・安全利用の促進

自転車に関する交通事故を未然に防止するため、自転車利用時における交通ルールの遵守に対する意識や交通安全意識の向上に努めます。また、安心して自転車が利用できるよう、自転車に関する防犯意識等の向上をはかります。

施策 5	交通安全活動等の推進により自転車の安心・安全な利用を推進する
施策 6	学校等における自転車を含む交通安全教育を推進する
施策 7	交通ルール周知に関する路面表示等の整備を推進する

注目 交通安全活動の推進

- 愛知県警察や学区をはじめとした地域と連携し、交通安全市民運動等の広報・啓発を実施します。
- 学区をはじめとした地域や学校における自転車教室等の実施や、対象者に応じたリーフレット等を活用した教育・啓発等を実施し、自転車利用の基本ルールの周知や法令遵守の徹底をはかっていきます。
- 自転車教室等においては、子ども・高齢者のヘルメット着用や自転車損害賠償保険等への加入、自転車の定期的な点検整備の促進について周知を行います。

■ 地域や学校における自転車教室



■ 本市での自転車利用者への啓発



■ 『自転車安全利用五則』

自転車は便利ですが一方で交通事故のリスクがあります。

自転車の基本的なルールである「自転車安全利用五則」を守り、正しく、安全に自転車に乗りましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る（交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 等）
- 5 子どもはヘルメットを着用



方針3 自転車利用の拡大

自転車の魅力、楽しさなどの広報・啓発等を実施し、自転車利用の拡大を促進します。

施策8	広報啓発等により環境にやさしい自転車利用を促進する
施策9	自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する
施策10	官民が連携して自転車を活用したイベント等を開催し、賑わいの創出や都市イメージの向上をはかる
施策11	自転車の楽しさ等を広く周知することにより、自転車活用を総合的に推進する

注目 自転車を活用したイベントの開催

〇市内における自転車を活用したイベントを官民連携で検討・開催します。

■市民参加型のイベントの例 (環境デーなごや自転車散歩)



資料：NPO法人市民・自転車フォーラム

■競技者によるイベントの例 (バンクリーグ)



資料：合同会社AACA

注目 自転車活用の総合的な推進

〇自転車がもつ魅力、楽しさ、さまざまな効果について、イベントや広報活動等を通じた周知を検討・実施します。合わせて、本市における自転車に関する歴史・ものがたり・産業等を調査研究します。

〇自転車利用への関心を喚起させるための取り組みとして、市民等との協働による自転車マップの作成等を検討・実施します。

■自転車マップの作成



資料：NPO法人市民・自転車フォーラム

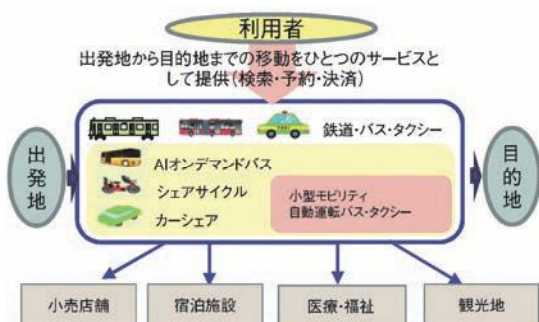


将来のめざす姿の実現のために検討する施策

「将来のめざす姿」の実現に向け、本計画期間中に新たな施策を検討します。

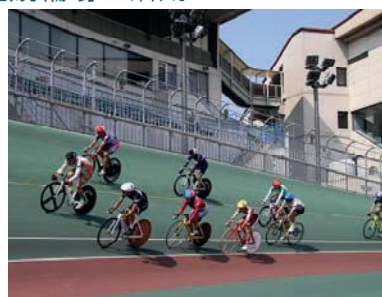
施策	I o T の活用により、自転車駐車場の運営等の効率化や公共交通との連携を推進する
施策	既存施設等の活用によりサイクルスポーツの振興を推進する
施策	官民が連携して、自転車を観光に活用できる環境を創出する
施策	災害時における自転車の活用を推進する

■ M a a S によるサービス提供イメージ



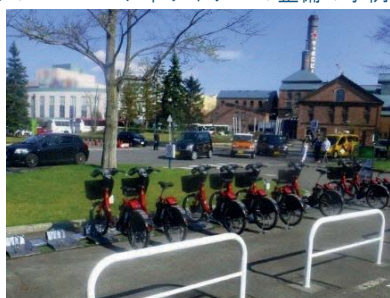
資料：国土交通省「令和元年版交通政策白書」

■ 名古屋競輪場の活用



資料：愛知県自転車競技連盟

■ 観光地でのコミュニティサイクルの整備の事例（札幌市）



資料：認定NPO法人ポロクル

■ 自治体の防災業務における自転車の活用事例



資料：神奈川県大和市

施策と事業



方針	施策	事業	担当局
方針 1 自転車利用環境の 形成	施策 1：自転車通行空間の確保を推進する	1-①：計画的な自転車通行空間の整備	緑政土木局
		1-②：わかりやすい自転車の通行位置の分離に関する路面表示の整備	緑政土木局
		1-③：自動車の路上駐車等の抑制	スポーツ市民局、住宅都市局、緑政土木局
	施策 2：地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保を推進する	2-①：自転車駐車場の整備	緑政土木局
		2-②：自転車駐車場附置義務制度の運用	緑政土木局
	施策 3：都心部における自転車利用環境整備を推進する	3-①：まちづくり団体と連携した都心部の自転車対策の推進	緑政土木局
		3-②：容積率緩和制度を活用した都心部における自転車駐車場の整備促進	住宅都市局
	施策 4：公共交通との連携を強化すること等によりコミュニティサイクルの普及を促進する	4-①：都心部におけるコミュニティサイクルの導入	緑政土木局、観光文化交流局、環境局、住宅都市局
方針 2 自転車の安心・安全利用の促進	施策 5：交通安全活動等の推進により自転車の安心・安全な利用を推進する	5-①：交通安全活動の推進	スポーツ市民局
		5-②：高齢者等のヘルメット着用促進	スポーツ市民局
		5-③：自転車損害賠償保険等への加入促進	スポーツ市民局
		5-④：盗難防止に向けた啓発活動	スポーツ市民局
	施策 6：学校等における自転車を含む交通安全教育を推進する	6-①：幼児児童生徒への交通安全教育	教育委員会事務局、スポーツ市民局、子ども青少年局
		6-②：小学生に対しての体験型交通安全訓練	教育委員会事務局、スポーツ市民局
		6-③：新たな自転車交通安全教育の検討	緑政土木局、教育委員会事務局
	施策 7：交通ルール周知に関する路面表示等の整備を推進する	7-①：交通ルール周知に関する路面表示の検討・整備	緑政土木局
方針 3 自転車利用の拡大	施策 8：広報啓発等により環境にやさしい自転車利用を促進する	8-①：低炭素なライフスタイルの実践に向けた啓発	環境局
		8-②：エコ事業所認定制度の推進	環境局
		8-③：交通エコライフの推進	住宅都市局
	施策 9：自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する	9-①：健康づくりに関する周知啓発文書による広報啓発	健康福祉局
	施策 10：官民が連携して自転車を活用したイベント等を開催し、賑わいの創出や都市イメージの向上をはかる	10-①：自転車を活用したイベントの開催	スポーツ市民局、緑政土木局
	施策 11：自転車の楽しさ等を広く周知することにより、自転車活用を総合的に推進する	11-①：自転車活用の総合的な推進	関係局※
将来のめざす姿の 実現のために 検討する施策	I o T の活用により、自転車駐車場の運営等の効率化や公共交通との連携を推進する		
	既存施設等の活用によりサイクルスポーツの振興を推進する		
	官民が連携して、自転車を観光に活用できる環境を創出する		
	災害時における自転車の活用を推進する		

※関係局とは名古屋市自転車活用推進計画の策定に向けた検討会議に参加している局



成果指標

○本計画に位置付けた施策・事業は、その事業量等から毎年度進捗状況を確認するとともに、自転車が使いやすいまちを実現するために本計画の目標に基づいた成果指標を設定し、進捗状況を確認します。

■本計画の目標を実現するための成果指標

本計画の目標

自転車が使いやすいまち

まちのイメージ	成果指標	現在値	目標値
自転車が適切な場所で安全に通行している	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合※ ¹	40.0%	50%
自転車が適切にとめられている	鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等の台数※ ²	12,171 台	8,000 台
自転車の交通ルールが守られている	自転車乗車中交通事故死傷者数※ ³	2,549 名	2,400 名
自転車がいろいろな場面で利用されている	自転車を1か月に数日以上利用する市民の割合※ ¹	57.4%	70%

※¹ 市民アンケート結果

※² 自転車等駐車状況調査結果

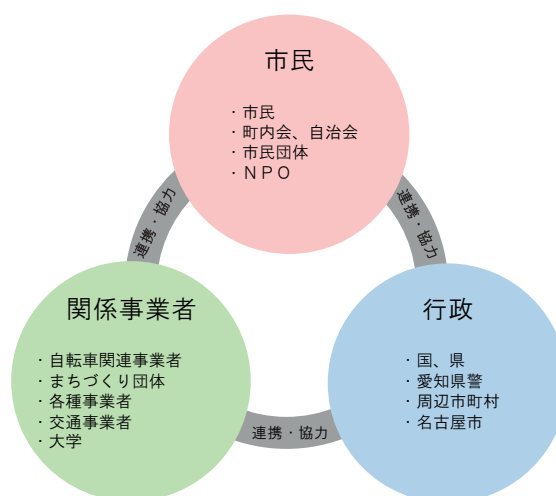
※³ 愛知県警察資料

本計画の推進体制

○本市関係局による「自転車活用推進会議」を設置し、着実に計画を推進します。

○自転車に関する各分野の有識者で構成する有識者懇談会を開催し、施策・事業の推進や、計画の進捗管理等について意見聴取を行うこととします。

○他の行政機関、関係事業者及び市民と相互に連携をはかりながら施策を推進します。



本計画のフォローアップと見直し

○施策・事業の展開は、Plan（計画の策定）、Do（施策・事業の実施）、Check（施策・事業の評価・検証）、Action（計画の見直し・改善）により、進捗管理を行います。



名古屋市自転車活用推進計画【概要版】

令和3年3月

発行 名古屋市

編集 緑政土木局 路政部 自転車利用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2877

FAX 052-972-4183

メールアドレス a2876@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

URL : <https://www.city.nagoya.jp/>

名古屋市公式ウェブサイトにて計画本体をご覧いただけます。

名古屋市自転車活用推進計画

検索